

## 大洗町に建設工事入札参加資格を申請する方へ

### 1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

### 2 法定外労災保険加入の要件化

本町においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

### 3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5業種に限ります。

### 4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

### 5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、大洗町のホームページにて公表します。

### 6 個別書類について

個別書類はありません。

### 7 問い合わせ先

大洗町総務課管財係

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

電話 029-267-5111 内線223

029-267-5123 総務課直通